

弔慰金に関する規程

【目的】

第1条 この規程は、海風の街自治会員および同居家族に弔事が発生した時、自治会として弔慰金を贈り、弔意を表すことを目的とする。

【対象】

第2条 前条による弔慰金の対象者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 自治会会員（世帯主）
- (2) 自治会会員と同居している家族

【通知】

第3条 弔事が発生した場合、遺族等はその旨を居住棟の自治会班長または役員に通知するものとする。

【弔慰金】

第4条 弔慰金は以下に定める。

自治会員（世帯主）	1万円
自治会員の同居家族	5千円

【規程の変更】

第5条 この規程は、自治会役員会において、変更することができる。

【付則】

1. この規程は、平成9年5月18日より施行する。
2. この規程は、令和3年4月17日より改定施行する。